

細 則

一般社団法人 CiP 協議会
平成 27 年 4 月 10 日 理事会決定

定款に基づき、賛助会員の種別及び会員の負担すべき年会費の額について、次のとおり定める。

- 第1条 賛助会員に、次の種別を置く。
- 一 スタートアップ会員は、資本金一千万円未満又は設立五年以内の法人とする。
 - 二 個人会員は、個人として入会するものとする。
 - 三 オブザーバー会員は、行政機関その他公的部門において政策立案等を担当する者で、特に当法人への貢献を期待することができるものとして理事長が指名する団体及び個人とする。
 - 四 フェロー会員は、有識者その他特に本法人への貢献を期待することができるものとして理事長が指名する法人、団体及び個人とする(前号に該当する者を除く。)

- 第2条 当法人の年会費の額は、会員の種別に応じて次の通りとする。
- | | | |
|---|------------------|----------|
| 一 | 理事会員 | 年 100 万円 |
| 二 | 一般会員 | 年 25 万円 |
| 三 | スタートアップ会員 | 年 10 万円 |
| 四 | 個人会員 | 年 5 万円 |
| 五 | オブザーバー会員及びフェロー会員 | 無料 |

附則 この細則は、平成 27 年 4 月 10 日から施行する。